

OECD Multilingual Summaries

Development Co-operation Report 2010

Summary in Japanese



開発協力報告書2010年版

- OECD開発援助委員会（DAC）が発行する「開発協力報告書」は、国際援助の最新動向に関する統計と分析の主要な年次報告書である。
- ミレニアム開発目標（MDG）の達成まで5年を残すのみとなったが、課題はなお山積している。近年の経済、食料、気候変動を巡る危機的状況を考えると、任務はさらに困難さを増している。本報告書は、DACがこれらの危機の開発側面をしつかりと政治課題に載せ、ドナーがより多くの援助をより効果的に実施することを重視するように保つことで、いかに迅速に対応しているかについて述べている。
- 経済の先行きが不透明な状況だけに、援助がその額に見合う価値を提供すること、また、悪用されないようにすることが特に肝要である。ドナーは、汚職撲滅にさらに注力すること、開発の明白な影響の的を絞ってその周知を図ること、途上国自身の能力構築制度を通じた活動を強化すること、途上国の30%にあたる最貧国における取り組みを強化すること—MDGの達成に向けて極めて重要なステップ—などの対応策を講じている。報告書は、DAC加盟国が、自国の政策選択の全てにおいて気候変動の問題に取り組むことや、より幅広くより包括的なアプローチを策定することによって、今後数十年にわたり、その援助をどのようにして真に効果的なものにしようとしているかについても述べている。
- OECD/DACの主要な活動に対するアクセスを改善するとともに、その分析と統計への迅速かつ容易なアクセスを提供することでドナーのニーズに応えるため、本報告書はインターネットでも公開される。

エクハルト・ドイチャー—OECD/DAC議長は、「食料・エネルギー・経済危機の複合的な影響はドナーに大きな課題を与えており、開発の実際的な影響、その実証方法や具体的な内容、それをコントロールし、説明する我々の能力などに関する鋭い疑問を投げかけている」と述べている。

開発協力報告書はOECD開発援助委員会（DAC）の議長によって毎年発行されており、DACは二国間援助を行う主要国が、持続可能な開発を支援するための共通の取り組みの効果を高める連携を可能にする場である。報告書は、国際援助の最新動向に関するデータと分析を提供している。

議長は本報告書の序論（第1章）で、ミレニアム開発目標（MDG）の達成まで5年を残すのみとなったが、課題はなお山積している、と指摘している。現在、世界が直面している経済・食料・気

候変動を巡る危機のため、今や任務はこの目標について合意された2000年当時よりさらに困難さを増している。

この1年、DACは、ドナーによる最善策の策定を支援しつつ、危機の開発側面が引き続き政治課題の中心に載るよう注力することにより、この困難に対応している。議長は、援助国・機関は危機モードないし消火モードになるのを避け、「援助効果向上に関するパリ宣言」と「アクラ行動計画」（付属資料A）に体现されている援助効果に関する原則への注力を明確かつ一貫して保持しなければならない、と指摘している。「世界は大きな変貌を遂げているが、我々の開発目標はいささかも変わっていない。」

公約の遵守

金融経済危機の深刻さが明らかになるにつれ、ドナーは政府開発援助（ODA）の水準が打撃を受けるかどうかを注視してきた。DACが2008年のODA実績を発表すると、安堵感が広がった。援助額は絶対額ベースで過去最高の1,215億米ドルに達していたからである。DACに加盟しているドナーの大半は援助のさらなる増額を計画しているが、2010年までに援助額を1,300億米ドル（2004年価格ベース）*に増やすというG8グレンイーグルズサミットと国連ミレニアムプラス5サミットでの公約達成にはまだ幾分足りない。全てのドナーがその公約を守っているわけではなく、結果、全ドナーの信頼性が揺らいでいる（第1章、第8章）。DACは今後も援助国による援助公約の達成を監視していく方針である。

ドナーが援助の供与をどの程度改善しているかを測る重要な指標は、援助がどの程度商業的な繋がりをなして、すなわち、援助国のサプライヤーとの「ひもなし（アンタイド）」で行われているかである。DAC加盟国は「アクラ行動計画」により援助のアンタイド化を迅速に進めると約束している。しかしながら、援助国の報告によれば、全二国間政府開発援助（ODA）の79%（2007年の数値）はアンタイド化されているものの、かなりの援助が今なお援助国のサプライヤーとのひも付きで行われていることは依然として懸念材料となっている。

*

目標の多くはGNI比で示されているので、援助国のGNIが減少した結果、この予測の総額は2004年価格ベースで1,240億米ドルへと減少している。

援助の効果を示す

厳しい経済状況の中、ドナーと途上国の市民はともに、援助が効果を上げていること、援助がその額に見合う価値をもたらしていること、また、援助が腐敗した政府によつて悪用されていないことの保証を求めている。ドナーは、こうした課題に以下の様に取り組んでいる。

- 汚職の撲滅。「援助効果向上に関するパリ宣言」は、汚職撲滅の取り組みを通じて開発援助の質と好影響を高めるための明確かつ実地的な計画について規定している。具体的には、ドナーは途上国による汚職撲滅の取り組みを支援し、被援助国主導のイニシアティブと協調し、汚職撲滅改革を行う途上国の自助努力を促進するよう定めている。調達や財務管理制度など、汚職が最も発生しやすい分野のガバナンスを改善するためのイニシアティブに関連したドナーの支出は着実に増加している（第7章、図7.1）。
- 影響を見据えた管理。多くのDAC加盟国は、自国の援助制度が「成果によつて、かつ、成果のために」管理されるよう、言い換えれば、貧困削減その他のMDGに対して最大限の影

響を及ぼす方向へと全体的に仕向けるよう、制度改革を進めている（第2章）。例えば、今では援助国・被援助国が期待する成果に基づいてプロジェクトやプログラムを特定する援助国が増えている。また、援助国は自国のプログラムに明確な目標を設定し、影響をより的確に測定できるようにすることにも留意している。さらに、成果に関する情報を他のプロジェクトや政策に取り込めるようにするためのメカニズムの構築を進めている援助国も増えている。しかし、こうしたシステムを取り入れること—そして、重点をアウトプット（援助の投入量）から貧困削減その他の開発に関する優先目標への明確な影響に移すこと—は、全ての援助国にとって課題となっている。

- 影響の測定。開発目標に対する影響の測定を可能にする評価は、透明性とアカウンタビリティを確保するための極めて重要なメカニズムである。援助国による評価の改善と共通目標への連携強化を支援すべく、DACは評価を行うための新たな品質基準の開発を進めている（第2章）。
- 影響の周知。援助がしっかりと管理され、影響を及ぼしていることを実証し、その周知を図るのは簡単なことではない。パリ宣言の原則はプロセス—例えば、被援助国の制度や援助国の共同作業を通じた援助の供与—に焦点を置いているので、個別の成果を特定の援助国に帰属させるのは困難である。DAC加盟国は影響の周知を図るという課題に応える革新的な手法を模索している。例えば、日本は報告の際に（開発の進捗状況を監視するために創設された）被援助国自身のパフォーマンス評価枠組みを用いている。このアプローチを用いれば、援助国は共通の指標、特に被援助国と合意した指標を利用できるようになる（第2章）。

効果的な開発のための能力向上

援助が効果を上げるためには、援助国は自国の開発政策・慣行より被援助国の開発に関する優先課題やプロセスを尊重する必要がある。これは、とりわけ、被援助国自身の行政制度を用いて援助を供与する、ということである（第3章）。過去数十年に及ぶ援助の経験によれば、被援助国の制度や政策を無視すると自らの将来を決める被援助国の能力を弱めることになる。援助国はその援助の取り組みの大多数に関して、被援助国の制度を利用するというOECDの目標をクリアしているのだろうか。2008年に調査した54の途上国に対する援助のうち被援助国の財務管理制度を利用したものは45%に過ぎず（第3章、図3.1）、被援助国の制度を利用した援助が2005～2007年に減少している援助国もある。

例えば、汚職や能力不足に対する恐れから、多くの援助国は途上国に援助の用途を完全に委ねてしまうのはリスクが大き過ぎると感じている。しかし、被援助国の制度を利用することに伴うリスクとされているものについては、しばしば十分な理解や周知がされていないその利点との対比で考える必要がある。理解や周知が十分でないのは、ひとつにはその利点が制度的、長期的で、かつ分散しているためである。

OECD/DACは援助国が被援助国の制度を利用するよう奨励・支援しており、自国のプログラムにおける被援助国の制度利用を系統的に支援・測定することに関して一部の援助国で進展が見られることを喜ばしいことと受け止めている。例えば、欧州委員会は被援助国の制度利用の進捗状況を監視する内部情報制度を創設している。被援助国の制度を通じて活動するよう市民社会パートナーに圧力をかけている援助国もある。DACは「被援助国の制度の強化と利用に関するグローバルパートナーシップ」を創設している。これには援助国と被援助国が参加しており、ガーナと米

国が共同議長を務めている。

今後の展望：通常の開発はもはや選択肢ではない

MDGを達成する上で我々が直面している課題は、慎重かつ対象を絞り込んだ開発計画によって解決できるものではない。近年の経験は、援助の範囲を越えたグローバルな要因が開発に巨大な影響を及ぼすことを如実に示している。現在は従来の援助の領域を越えたより抜本的な改革と協調的な取り組みが致命的に重要になっている。

第1に、気候変動に対処しない限り、他の開発関連の中核的な優先課題解決への進展が深刻なダメージを受ける（第5章、表5.1）。

先進国は温室効果ガス排出量を削減する最善策の策定に取り組んでいるが、全ての国が低炭素成長の道筋を追求する必要がある。途上国は、既に変動している気候の影響に適応するための支援を必要としている。適応措置は経済政策、開発プロジェクト、援助の国際的取り組みの中に組み込む必要がある。DACは、地域レベルからプロジェクトレベル、さらには国家政策レベルに至るまで、あらゆるレベルの開発協力に気候変動適応策を取り込むための政策指針を開発している。気候変動適応策を取り込むための取り組みは途上国側が主導しなければならないが、援助国側も、直接的な資金供与や、国家レベルで気候を監視したり、将来の気候変動の影響や優先的な適応策を評価したりするための能力向上を促進することによって、途上国の取り組みへの支援において極めて重要な役割を果たす（第5章）。

第2に、多くの国がミレニアム開発目標の達成に向けて前進しているが、全途上国の3分の1が取り残されている（第6章、図6.1）。約50カ国のこのグループは最貧国である。こうした国々の大半では暴力的な紛争や不十分な統治によって状況がさらに悪化している。こうした国々は全ODAの38%を受け取っているが、MDGを達成しようとするれば、これらの脆弱国の状況をさらに改善することが基本的に重要である。脆弱国には特別な配慮が必要であることを認識し、OECDの開発担当大臣は「脆弱な国家及び状況に対する効果的な国際的関与のための10原則」（2007年）を承認している。6つの脆弱国におけるこれらの原則の実施に対する監視活動によれば、これらの原則はこうした複雑で困難な状況における行動の指針となる有益な枠組みを提供することが証明されている。

第3に、大半の低所得国は貿易を自国の成長・貧困削減戦略の主要な要素と見なしている。市場の開放強化には、国民が貧困から脱け出すことを支援するために途上国間でも途上国内でも公平に貿易の恩恵を配分する政策を伴う必要がある（第4章）。経済危機によって貿易フローが約10%落ち込み、成長と貧困削減の原動力としての貿易の役割に対する信頼感が低下している状況を考えると、これは特に重要である。「貿易のための援助」（Aid-for-Trade）の取り組みは、国際市場へのアクセス拡大による恩恵や富裕国との競争を妨げている情報、政策、手続き、インフラ面のボトルネックを途上国が克服することを支援している。このイニシアティブは、最近のOECDの監視によれば、援助国が「貿易のための援助」を強化したり、そのための資金を増やしたりする形で、2005年の開始以来、多くの成果を上げている。

新たなグローバルな状況の中で、これらの分野やその他の重要な分野で進展が見られるということは、現在我々が知っているDACが変貌を遂げる、ということである。将来のDACは、より幅広い世界のドナーと、援助や開発の分野にとどまらない包括的な政策の整合性を確保したり、気候

変動や公平な世界貿易といったグローバルな問題が政策形成・実施に影響する様にこれまで以上に
関わるだろう。このためには、政策ツール、特にピアレビューと統計を改善・強化する必要がある
(第8章)。これは、影響の監視と相互責任をこれまで以上に重視する、ということの意味す
る。さらに、DAC加盟国の拡大などによつて、これまでよりはるかに包括的かつ積極的に他国と
連携していく、ということも意味する。DAC議長の言葉を借りれば、「我々は開発協力を共通の
未来に対する戦略的投資と見なす必要がある。グローバル化した世界では、開発協力は安定、経
済統合、人間の安全保障、万人の機会を実現する重要な手段なのである。」

© OECD 2010

本要約は **OECD** の公式翻訳ではありません。

本要約の転載は、OECD の著作権と原書名を明記することを条件に許可されます。

多言語版要約は、英語とフランス語で発表された **OECD** 出版物の抄録を翻訳したものです。

OECD オンラインブックショップから無料で入手できます。 www.oecd.org/bookshop/

お問い合わせは OECD 広報局著作権・翻訳部にお願いいたします。

rights@oecd.org

fax: +33 (0)1 45 24 99 30

OECD Rights and Translation unit (PAC)
2 rue André-Pascal, 75116
Paris, France

Visit our website www.oecd.org/rights/

